

大正区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

様式14

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市大正区役所住民情報業務等委託 長期継続

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区道修町4丁目1番1号

名称 株式会社パソナ

代表者 常務執行役員 エキスパート・BPO 事業本部
パブリック本部長 松永 早苗

3 随意契約理由

本業務は、大正区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍）における住民情報業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、その他関連業務について、個人情報の保護に十分留意したうえで委託することで、柔軟性を備えた運用体制の確立と効率化、作業品質の確保と安定した業務運営の維持を図り、業務運営コストの低減と行政サービスの向上を目的とするものであるが、行政サービスの民間活用では、いかに行政サービスにかかるコストを下げるかという点もさることながら、むしろ、民間ならではの創意工夫・ノウハウを活用して行政サービスの質をどう高めるかという点がなにより重要であり、「行政サービスの民間活用」全般の所管省である総務省の研究会においても、同様の見解が示されている。

本業務においても、住民情報窓口サービスの質の向上を図るためには、行政側が想定するよりもさらに高い達成目標の提示やその実現のための創意工夫・ノウハウの活用を民間事業者から引き出し、もって、これまで以上に「窓口運営の質」の向上につなげていくことが重要であることから、公募型プロポーザル方式を採用した。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において、審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社パソナの評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所窓口サービス課（住民登録グループ）（電話：06-4394-9963）

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所総合案内業務委託 長期継続

2 契約の相手方

所在地 東京都豊島区東池袋4丁目5番2号 ライズアリーナビル 14F

名 称 株式会社 バックスグループ

代表者 代表取締役社長 岡田 努

3 随意契約理由

大正区役所では来庁者等に対するサービスの維持・向上を図ることや効率的かつ適正な業務をめざしており、区役所の総合案内についても、現行のサービスの品質を低下させることなく、良質な接客サービスを提供する必要がある。

そのためには、市民サービスの考え方を始め、教育体制や運営体制などについて、行政側が想定するよりも高い達成目標の提示やその実現のための創意工夫・ノウハウの活用を民間事業者から引き出すとともに、提案内容を着実に履行できる事業者を選定して、これまで以上に市民サービスの向上につなげていくことが重要である。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用し、契約相手方を決定することとした。

上記選定事業者は、各審査項目において総合的に優れた提案を行い、当区の求める基準を満たしていると判断したため、上記選定事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課（庶務グループ） （電話：06-4394-9975）